

5 スマートフォン等の普及に伴う性犯罪の広がりについて

インターネットに潜む危険性

■なりすましによる被害

インターネットでのやり取りは顔が見えません。性的な目的で子どもや同年代の女子（男子）になりすまして近づく大人がいます。

※ゲーム機からでも犯罪被害に遭う恐れがあります。

■個人情報の流出

ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）やブログなどに個人情報を載せると悪用される可能性があります。

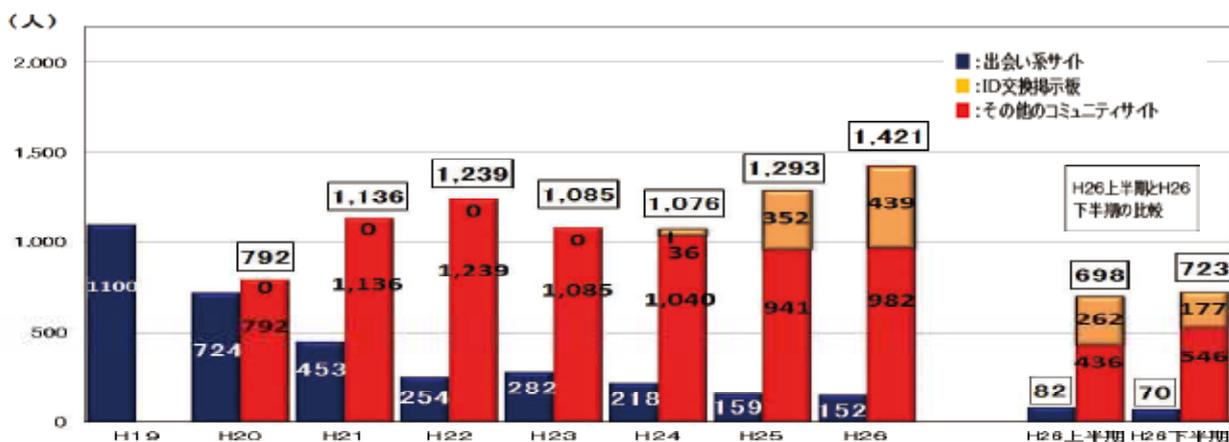
※写真など一度インターネットに流れた情報は拡散し取り戻すことは不可能です。

■子どもたちを性犯罪から守るためには、インターネットに潜む危険性を知り、同時に子どもたちが利用するスマートフォン等インターネットに接続が可能な機器には、フィルタリングやウイルス対策などペアレンタルコントロールを行うことが大切です。そのためには、子どもたちと話し合っ規則を決めることが大切です。鳥取県では、平成26年度に青少年健全育成条例を改正し、保護者にインターネットに接続できる機器について、ペアレンタルコントロールの措置を行うことを努力義務とし、販売事業者には、購入者へのペアレンタルコントロール等の説明と書面の交付を義務づけました。

全国の状況

【参考】警察庁「平成26年中の出会い系サイト及びコミュニティサイトに起因する事犯の現状と対策について」www.npa.go.jp/cyber/statics/h26/h26_community-2.pdf

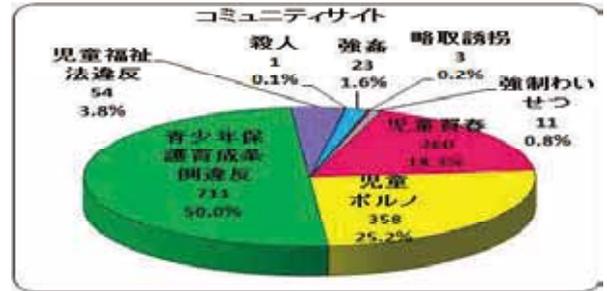
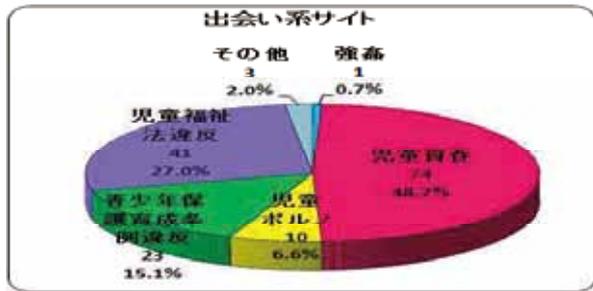
■図1 出会い系サイト及びコミュニティサイトに起因する事犯の被害児童数の推移



※ コミュニティサイトの統計は平成20年から取り始めた。

■ 図2 罪種別の被害児童数及び割合

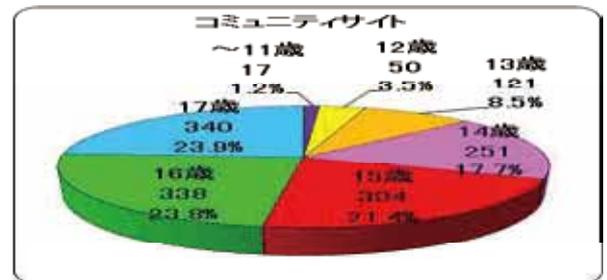
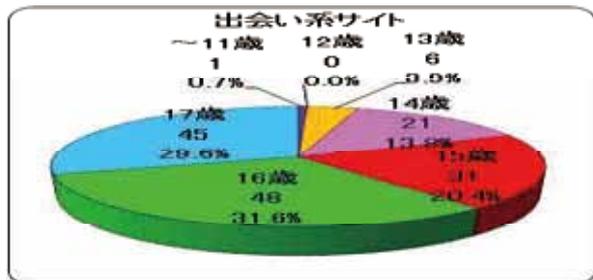
(人)



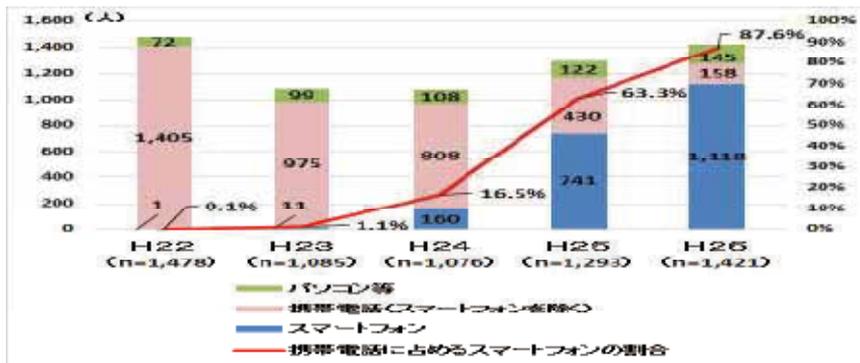
※ 割合は、小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない。

■ 図3 年齢別の被害児童数及び割合

(人)



■ 図4 被害児童のコミュニティサイトへのアクセス手段



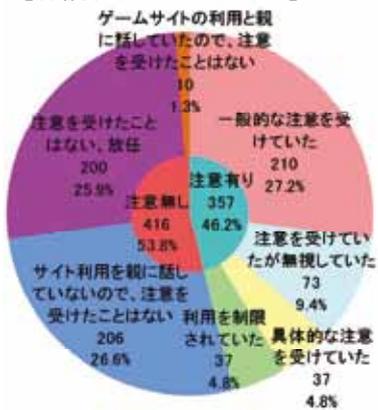
※ 平成26年中のアクセス手段全体に占める携帯電話（パソコンを併用したもの及びスマートフォンを含む。）の割合は89.8%。

※ パソコン等にはパソコン、その他、不明を含む。

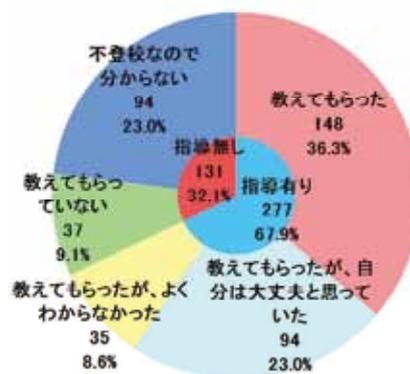
※ 平成22年は、被害児童が複数の被害に遭った場合、それぞれに計上しているため、被害児童数を上回っている。

■ 図5 被害児童への注意・指導状況

【保護者による注意状況】



【学校における指導状況】



鳥取県内の状況

県内でのインターネットを介した被害状況 ※（ ）は平成25年の件数

■平成26年の県内児童の被害検挙数 ⇒ 9件（11件）

○出会い系サイトに起因した事犯 ⇒ 0件（1件）

○コミュニティーサイトに起因した事犯 ⇒ 9件（10件）

＜事例＞鳥取県青少年健全育成条例違反（わいせつな行為）

児童買春、児童ポルノ法違反（児童ポルノの製造）

全国における犯罪の実態からもわかるとおり、出会い系サイトに起因する事犯は減少している反面、コミュニティーサイトに起因する事犯が増加しており、特に平成25年以降、無料通話アプリのID交換掲示板に起因する犯罪被害が増加しています。鳥取県においても平成26年の検挙数はすべてコミュニティーサイトに起因したものでした。

出会い系サイトに起因した事犯が減少した理由は、平成20年に出会い系サイト規制法の法改正があった以降減少傾向にあります。コミュニティーサイトに起因した事犯が増加した理由は、誰でも安易に利用してしまうことが大きな理由と考えられます。

鳥取県内におけるインターネットの利用状況

【参考】鳥取県教育委員会社会教育課「平成27年度小・中・高校生のケータイ・インターネット利用にかかる実態調査」（平成27年9月実施）

小中高校生の9割弱がいずれかの機器でインターネットを利用。（全国平均76%）
スマートフォン、パソコン、携帯音楽プレーヤー、携帯ゲーム機での利用が多い。

いずれかの機器を利用してインターネットをしている割合

○小6 80.9%

○中2 86.2%

○高2 96.2%

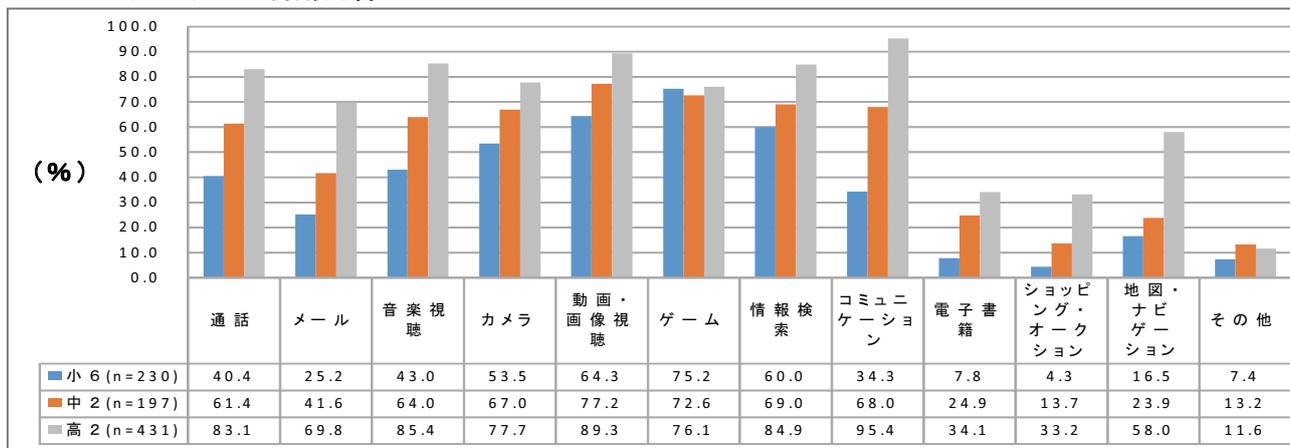
○総数 87.6%

（参考）全国調査…内閣府「H26年度青少年のインターネット利用環境実態調査（満10～17歳を対象）」以下同様
総数76.1%（小学生53.0%、中学生79.4%、高校生95.8%）

【スマートフォンの利用内容】

通話・メール以外にコミュニケーションアプリ（LINE 等）、ゲーム、動画視聴、音楽視聴、カメラの利用が多い。

■スマートフォンの利用内容



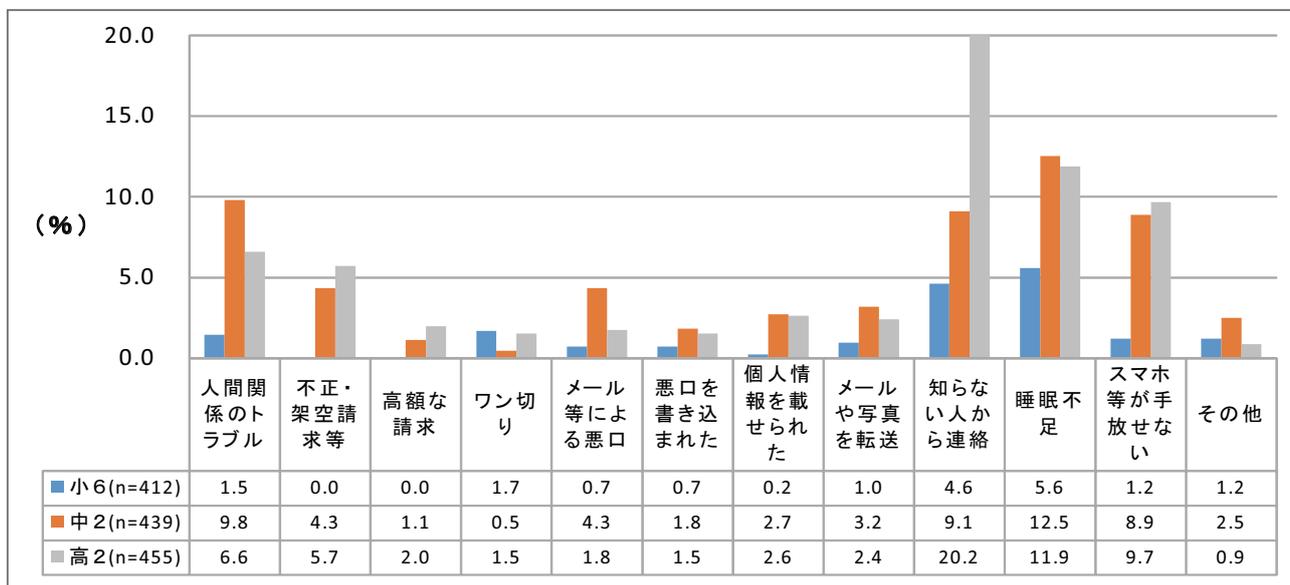
【インターネットでのトラブルの経験】

何らかのトラブルを経験したことがある児童・生徒は小学生で13.3%、中学生で28.4%、高校生で38.4%。主な内容は「使いすぎ」「知らない人からの連絡」「人間関係のトラブル」が多い。「人間関係のトラブル」「悪口」等は中学生が高い。「手放せない」などの依存傾向は学年種が上がるにつれて上昇する傾向にある。

「何らかのトラブルを経験したことがある」と回答した児童・生徒の割合

○小6 13.3% ○中2 28.4% ○高2 38.4%

■困ったことや嫌なこと(あてはまるものすべて)



鳥取県内の主な相談機関

■ネットを利用した犯罪にあったら

警察総合相談電話 0857-27-9110 (鳥取県警察本部生活安全企画課内)

サイバー犯罪対策室 0857-23-0110 (鳥取県警察本部代表番号)

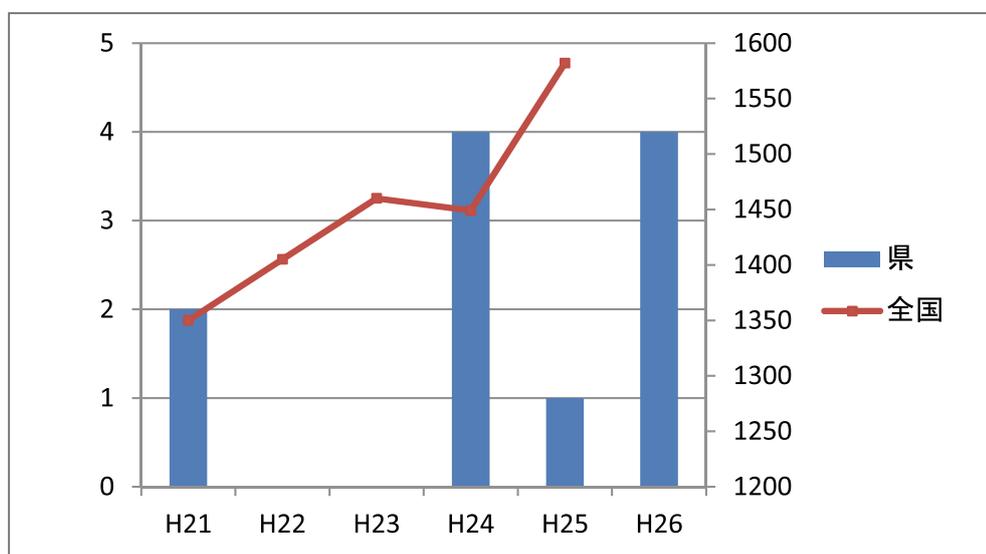
電子メール k_haiteku@pref.tottori.jp

6 児童虐待の状況について

(延べ件数)

		H21	H22	H23	H24	H25	H26
鳥取県	身体的虐待	27	22	25	43	93	24
	性的虐待	2	0	0	4	1	4
	心理的虐待	19	10	15	21	25	31
	ネグレクト	20	17	23	35	36	23
	合計	68	49	63	103	155	82
全国(性的虐待)		1350	1405	1460	1449	1582	

性的虐待の件数(件)



※左側：1～5の数字は、鳥取県で起こった性的虐待の件数（児童相談所で把握しているもの）
 右側：1200～1600の数字は、全国で起こった性的虐待の件数

周囲の大人の気づきが、虐待防止に大きく寄与します。
 学校の教職員は、日々の児童生徒の健康観察を重視し、虐待の早期発見に努めることが大切です。



7 性同一性障がいについて

【性同一性障害者の定義】

この法律において、「性同一性障害」とは、生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者であつて、そのことについてその診断を的確に行うために必要な知識及び経験を有する二人以上の医師の一般的に認められている医学的知見に基づき行う診断が一致しているものをいう。

（「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」第二条より）

【性同一性障害に係る児童生徒についての特有の支援】

（学校における支援体制について）

- 性同一性障害に係る児童生徒の支援は、最初に相談（入学等にあって児童生徒の保護者からなされた相談を含む。）を受けた者だけで抱え込むことなく、組織的に取り組むことが重要であり、学校内外に「サポートチーム」を作り、「支援委員会」（校内）やケース会議（校外）等を適時開催しながら対応を進めること。
- 教職員等の間における情報共有にあたっては、児童生徒が自身の性同一性を可能な限り秘匿しておきたい場合があること等に留意しつつ、一方で、学校として効果的な対応を進めるためには、教職員等の中で情報共有しチームで対応することは欠かせないことから、当事者である児童生徒やその保護者に対し、情報を共有する意図を十分に説明・相談し理解を得つつ、対応を進めること。

（医療機関との連携について）

- 医療機関による診断や助言は学校が専門的知見を得る重要な機会となるとともに、教職員や他の児童生徒・保護者等に対する説明材料ともなり得るものであり、また、児童生徒が性に違和感をもつことを打ち明けた場合であっても、当該児童生徒が適切な知識をもっているとは限らず、そもそも性同一性障害なのかその他の傾向があるのかも判然としていない場合もあること等を踏まえ、学校が支援を行うにあたっては、医療機関と連携しつつ進めることが重要であること。
- 我が国においては、性同一性障害に対応できる専門的な医療機関が多くないところであり、専門医や専門的な医療機関については関連学会等の提供する情報を参考とすることも考えられること。
- 医療機関との連携にあたっては、当事者である児童生徒や保護者の意向を踏まえることが原則であるが、当事者である児童生徒や保護者の同意が得られない場合、具体的な個人情報に関連しない範囲で一般的な助言を受けることは考えられること。

（学校生活の各場面での支援について）

- 全国の学校では学校生活での各場面における支援として以下のような取組が行われてきているところであり、学校における性同一性障害に係る児童生徒への対応を行うにあたって参

考とされたいこと。

- 学校においては、性同一性障害に係る児童生徒への配慮と、他の児童生徒への配慮との均衡を取りながら支援を進めることが重要であること。
- 性同一性障害に係る児童生徒が求める支援は、当該児童生徒が有する違和感の強弱等に応じ様々であり、また、当該違和感は成長に従い減ずることも含め変動があり得るものとされていることから、学校として先入観を持たず、その時々児童生徒の状況等に応じた支援を行うことが必要であること。
- 他の児童生徒や保護者との情報の共有は、当事者である児童生徒や保護者の意向等を踏まえ、個別の事情に応じて進める必要があること。
- 医療機関を受診して性同一性障害の診断がなされない場合であっても、児童生徒の悩みや不安に寄り添い支援していく観点から、医療機関との相談の状況、児童生徒や保護者の意向等を踏まえつつ、支援を行うことは可能であること。

(卒業証明書等について)

- 指導要録の記載については学齢簿の記載に基づき行いつつ、卒業後に法に基づく戸籍上の性別の変更等を行った者から卒業証明書等の発行を求められた場合は、戸籍を確認した上で、当該者が不利益を被らないよう適切に対応すること。

(当事者である児童生徒の保護者との関係について)

- 保護者が、その子どもの性同一性に関する悩みや不安等を受容している場合は、学校と保護者とが緊密に連携しながら支援を進めることが必要であること。保護者が受容していない場合にあつては、学校における児童生徒の悩みや不安を軽減し問題行動の未然防止等を進めることを目的として、保護者と十分話し合い、可能な支援を行っていくことが考えられること。

【性同一性障害に係る児童生徒に対する学校における支援の事例】

文部科学省調べ

項目	学校における支援の事例
服装	・自認する性別の服装・衣服や、体操着の着用を認める。
髪型	・標準より長い髪型を一定の範囲で認める（戸籍上男性）。
更衣室	・保健室・多目的トイレ等の利用を認める。
トイレ	・職員トイレ・多目的トイレの利用を認める。
呼称の工夫	・校内文書（通知表を含む。）を児童生徒が希望する呼称で記す。 ・自認する性別として名簿上扱う。
授業	・体育又は保健体育において別メニューを設定する。
水泳	・上半身が隠れる水着の着用を認める。（戸籍上男性）。 ・補習として別日に実施、又はレポート提出で代替する。
運動部の活動	・自認する性別に係る活動への参加を認める。
修学旅行等	・1人部屋の使用を認める。入浴時間をずらす。

平成27年4月30日付27文科初児生第3号通知

「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」より

8 県内の主な相談窓口

(H28年1月末現在) ※全国相談ダイヤル



○ 性的虐待等に関する相談

- ・中央児童相談所 電話 0857-23-6080
- 相談専用ダイヤル 電話 0857-29-5460
- ・倉吉児童相談所 電話 0858-23-1141
- 相談専用ダイヤル 電話 0858-22-4152
- ・米子児童相談所 電話 0859-33-1471
- 相談専用ダイヤル 電話 0859-33-2020

平日
8:30~17:15
※緊急時は24時間

※全国共通ダイヤル 電話 189 (24時間)

○ 教育に関する相談 (市町村立学校は市町村教育委員会へ相談)

【鳥取県教育委員会】

・いじめ・不登校総合対策センター

- 電話 0857-31-3956
- ・小中学校課 電話 0857-26-7930
- ・高等学校課 電話 0857-26-7540
- ・特別支援教育課 電話 0857-28-7810
- ・体育保健課 電話 0857-26-7527

平日
8:30~17:15

※子供SOSダイヤル 電話 0570-0-78310 (24時間)

- ・いじめ110番 電話 0857-28-8718

○ 非行や被害など少年に関する悩みごとの相談

- 東部少年サポートセンター 電話 0857-22-1574
- 西部少年サポートセンター 電話 0859-31-1574
- ヤングテレホン (警察本部内) 電話 0857-29-0808
- ヤングメール youngmail@pref.tottori.jp
(ヤングメールのみ終日受信可)

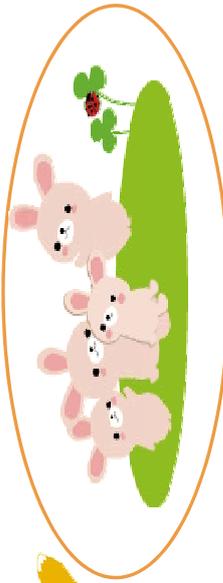
平日
8:30~17:15

○ 女性相談 (恋人からの暴力などの男女関係 等)

- 鳥取県福祉相談センター 電話 0857-27-8630
- 中部総合事務所福祉保健局心と女性の相談担当
電話 0858-23-3152
- 西部総合事務所福祉保健局心と女性の相談担当
電話 0859-31-9304

平日
8:30~17:15

【H27年度】鳥取県 心や性の健康相談対策協議会 関係課事業一覧表



特に記載がない場合は、【平日】 8:30～17:15 の対応となります。

鳥取県警察本部

- ①【少年相談】
 - 東部少年サポートセンター 0857-22-1574
 - 西部少年サポートセンター 0859-31-1574
 - 各警察署の少年係
- 【平日 8:30～17:15 対応】
- 少年相談電話(ヤングテレホン) 0857-29-0808
- ヤングメール youngmail@pref.tottori.jp

②【非行防止・薬物乱用防止教室の開催】
少年の規範意識の向上や犯罪被害に遭わないようするため、学校と連携し少年警察補導員などの警察職員を学校へ派遣し、非行防止・薬物乱用防止教室を開催(無料)

鳥取県福祉相談センター

【鳥取県DV予防啓発支援員活動事業】
交際相手からの暴力(デートDV)について、若年層に教育啓発を行うことで、将来のDVの発生を未然に防ぐことを目的として、学校へ予防啓発支援員を講師として派遣する。

【対象者】 高等学校・特別支援学校・専修学校の生徒・保護者(過去に中学校の派遣あり)

【学習内容】
デートDVとは・デートDVの実態など、よりよい人間関係の構築

【連絡先】 0857-23-1031

鳥取県福祉保健部子育て王国推進局子育て応援課

①【未来のババママ育み事業】
中学・高等学校に結婚、妊娠、子育てに関する正しい知識や情報を提供し、自分のライフプランを描き、将来親となるための自尊と子育てへの関心、理解を深める機会(出前教室・胎児心音・産声・妊婦体験等)を提供し、子育てに希望が持てるよう啓発を図る。

②【思春期ピアカウンセリング・セラピー活動支援事業】
思春期ピアカウンセリング・ピアエデュケーションを実施する上で必要な知識・技術を習得したピアカウンセラーを養成し、学校へ出向き中・高校生が生に關する正しい知識を身につけ、自己決定能力を高めるための支援を行う。

【連絡先】 0857-26-7572

鳥取県福祉保健部子育て王国推進局青少年家庭課

①【青少年健全育成条例改正の普及啓発】
インターネット接続機器の普及による有害情報(閲覧やネット犯罪被害(加害)、健康被害等)が増加していることから、ペアレタルコントロール(保護者が行うべき措置)の徹底について条例で規定し、普及啓発を行っている。

【対象】保護者、学校の教職員、保育園等の教職員等
【内容】リーフレットの配布、講演会等

②【とっとり若者自立応援プラン推進事業】
県内の若者(特に二一、ひきこもり)の自立支援、相談機関相互の連携の円滑化

③【DV防止啓発活動事業】(DV関係機関連携強化事業)
学校や市町村等が実施するDVに関する研修への講師(職員)派遣(福祉相談センターが実施)

【連絡先】 0857-26-7076

鳥取県教育委員会事務局 体育保健課

①【心や性に関する専門家派遣事業】
県内の県立学校へ専門家(医師・助産師・看護師等)派遣し、学校の性教育の充実を図る。

②【いじめの芽をつむ心のケア支援事業】
県内の小・中・高等学校・特別支援学校へ専門家(精神科医、臨床心理士等)を派遣し、子どもたちの心のケア対応の充実を図ります。

③【性に関する指導の手引作成】
H27年度に、県の手引を作成し、各学校へ配布

【連絡先】 0857-26-7527

(参考)

臨床心理相談センター(鳥取大学医学部)

地域の方々へのご相談・援助活動と臨床心理学に関する教育・研究を目的とした有料の心理相談機関

【主な相談内容】
・不登校、いじめ、傷つきについての悩み
・適応や性格についての悩み
・対人関係についての悩み

【相談料金】
初回面接 4,000円 臨床心理面接 2,500円 等

【予約連絡先】

〒683-8503 鳥取県米子市西町86
(TEL) 0859-38-6411
予約時間:月～金(休日を除く) 13:00～16:00

平成 27 年度 心や性の健康問題対策協議会委員

所 属		氏 名	
1	鳥取大学地域学部	准教授	鈴木 慎一郎
2	鳥取大学大学院医学系研究科 (鳥取県臨床心理士会事務局)	教 授	菊池 義人
3	鳥取県医師会	医 師	錦織 恭子
4	鳥取県薬剤師会	常務理事	加藤 圭二
5	鳥取県福祉相談センター代表	所 長	花川 治広
6	鳥取県警察本部生活安全部少年課	統括少年警察補導員	平岩紀代美
7	鳥取県 P T A 協議会	理 事	福壽 みどり
8	鳥取県高等学校 P T A 連合会	監 査	上山 弘子
9	鳥取県高等学校長協会代表	県立鳥取東等学校長	藤原 辰広
10	鳥取県特別支援学校長会代表	県立鳥取盲学校長	竹信 純一
11	鳥取県中学校長会代表	鳥取市立湖南学園中学校長	片山 敬子
12	鳥取県小学校長会代表	鳥取市立米里小学校長	中宇地 昭人
13	鳥取県学校保健会保健体育主事部会	県立米子白鳳高等学校	小杉 典子
14	鳥取県学校保健会養護教諭部会	県立鳥取工業高等学校	中尾 晴美

(H28 年 1 月末現在) (敬称略)

「性に関する指導」協力団体

協力団体名	相 談 窓 口
鳥取県産婦人科医会 (代表 中曾 庸博)	鳥取県教育委員会事務局体育保健課より 鳥取県医師会へ依頼
公益社団法人鳥取県看護協会 (代表 虎井 佐恵子)	住 所：鳥取市江津 3 1 8 - 1 電 話：0 8 5 7 - 2 9 - 8 1 0 0
一般社団法人鳥取県助産師会 (代表 本家 勇子)	住 所：鳥取市津ノ井 6 1 5 電 話・ファクシミリ： 0 8 5 7 - 3 7 - 4 3 4 3
鳥取大学医学部保健学科 学生ピアサークル (代表 鈴木 康江)	住 所：米子市西町 8 6 電 話・ファクシミリ： 0 8 5 9 - 3 8 - 6 3 2 6

(H28 年 1 月末現在) (敬称略)

鳥取県「性に関する指導の手引き」作成委員名簿

所 属	氏 名
鳥取県高等学校長協会代表	県立鳥取東高等学校長 藤原 辰広
鳥取県特別支援学校長会代表	県立鳥取盲学校長 竹信 純一
鳥取県中学校長会代表	鳥取市立湖南学園中学校長 片山 敬子
鳥取県小学校長会代表	琴浦町立八橋小学校長 藤田 博司
鳥取県学校保健会保健体育主事部会	県立鳥取商業高等学校 國本 予理恵
鳥取県学校保健会保健体育主事部会	県立倉吉養護学校 会見 伸吾
鳥取県学校保健会保健体育主事部会	鳥取市立西中学校 濱江 祐子
鳥取県学校保健会保健体育主事部会	鳥取市立世紀小学校 景山 直子
鳥取県学校保健会養護教諭部会	県立智頭農林高等学校 山口 浩子
鳥取県学校保健会養護教諭部会	県立白兔養護学校 村上 岳美
鳥取県学校保健会養護教諭部会	倉吉市立河北中学校 高田 佳代子
鳥取県学校保健会養護教諭部会	鳥取市立稲葉山小学校 奥山 寛美

(H28年1月末現在) (敬称略)

<事務局>

鳥取県福祉相談センター
鳥取県福祉保健部子育て王国推進局青少年・家庭課
鳥取県福祉保健部子育て王国推進局子育て応援課
鳥取県福祉保健部健康医療局健康政策課
鳥取県教育委員会事務局体育保健課

鳥取県 性に関する指導の手引き
【発行】鳥取県教育委員会事務局体育保健課
〒680-8570
住所：鳥取県鳥取市東町1丁目271
電話：0857-26-7527